

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年8月14日

【四半期会計期間】 第52期第1四半期(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

【会社名】 株式会社バロー

【英訳名】 VALOR CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 田代 正美

【本店の所在の場所】 岐阜県恵那市大井町180番地の1
同所は登記上の本店所在地で実際の業務は下記で行っております。

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】 岐阜県多治見市大針町661番地の1

【電話番号】 (0572)20-0860(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役財務部長 志津 幸彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第52期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第51期
会計期間		自 平成20年 4月1日 至 平成20年 6月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日
営業収益	(百万円)	83,622	318,026
経常利益	(百万円)	2,089	10,835
四半期(当期)純利益	(百万円)	500	4,136
純資産額	(百万円)	53,792	53,774
総資産額	(百万円)	171,606	164,609
1株当たり純資産額	(円)	1,027.32	1,027.07
1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	9.63	79.66
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)		79.63
自己資本比率	(%)	31.1	32.4
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	4,355	13,942
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	5,681	16,869
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,965	3,643
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	8,012	7,372
従業員数	(名)	3,770	3,510

(注) 1 営業収益は、売上高と営業収入の合計です。なお、営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 第52期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益は、希薄化効果を有している潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社Vソリューション	岐阜県多治見市	20	流通事業	100.0	P B商品の開発及び販売 役員の兼任... 2名

(注) 「主要な事業の内容」欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	3,770 (7,191)
---------	---------------

(注) 従業員は就業人員であり、臨時従業員数は()内に当第1四半期連結会計期間の平均雇用人員(1日8時間勤務換算)を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	1,894 (3,901)
---------	---------------

(注) 従業員は就業人員であり、臨時従業員数は()内に当第1四半期会計期間の平均雇用人員(1日8時間勤務換算)を外数で記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【販売及び仕入の状況】

(1) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称		営業収益(百万円)
流通事業	スーパーマーケット	57,840
	ホームセンター	9,805
	ドラッグストア	11,350
	その他	1,872
小計		80,868
スポーツクラブ事業		2,057
その他の事業		696
合計		83,622

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 仕入実績

当第1四半期連結会計期間における仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称		仕入高(百万円)
流通事業	スーパーマーケット	41,400
	ホームセンター	7,473
	ドラッグストア	9,153
	その他	1,353
小計		59,379
スポーツクラブ事業		35
その他の事業		44
合計		59,459

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期におけるわが国経済は、原油価格の高騰、原材料価格の高騰等により景気の減速傾向が一段と顕著になってまいりました。小売業界におきましては、食品偽装や食品の安全問題により不安が高まるとともに、製品価格が上昇するなど、厳しい状況が続いております

このような経営環境のもと、当社グループといたしましては、コスト構造の見直しと、競争力を高める為、引続き5つのプロジェクト(作業力向上、商品生産性改善、投資効率改善、個店強化、接客向上)により企業体質の強化に取り組んでまいりました。具体的な取り組みの一例といたしまして、お客様の決済における利便性をより高めるため、グループ各社でご利用いただけるクレジットカード「パローグループカード」を平成20年4月1日より導入いたしました。また、原材料の価格値上げにより、商品価格の値上げが相次ぐなか、当社グループにおきましては、PB(プライベートブランド)商品の強化を目指して新規ブランド(V select、V Quality、V organic)を立ち上げました。更に、グループでのPB商品の開発・販売強化を図るため、PB関連事業を統括する新会社「株式会社Vソリューション」を、平成20年6月30日に設立いたしました。

環境問題への対応といたしましては、レジ袋の使用量削減へ向けて各自治体との取り組みを推進するとともに、店舗の省エネへ向けた施策を実施してCO2排出量の削減を図ってまいりました。

店舗につきましては、スーパーマーケット5店舗、ホームセンター4店舗、ドラッグストア12店舗、及びスポーツクラブ2店舗を開設し、スーパーマーケット1店舗閉鎖いたしました。

以上の結果、当連結第1四半期の連結営業収益は836億22百万円、連結営業利益は20億28百万円、連結経常利益は20億89百万円となりました。また、「棚卸資産の評価に関する会計基準」を当連結会計期間に適用したため、特別損失にたな卸資産評価損7億82百万円を計上し、連結四半期純利益は5億円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期における総資産は、前連結会計年度末に比べ69億96百万円増加し、1,716億6百万円となりました。これは主に新規出店による有形固定資産の取得によるものであります。

負債は、前連結会計年度末に比べ69億78百万円増加し、1,178億13百万円となりました。これは主に、新規出店による買掛金及び借入金の増加によるものであります。

純資産は、前連結会計年度末に比べ18百万円増加し、537億92百万円となり、自己資本比率は31.1%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度に比べ6億39百万円増加し、80億12百万円となりました。これはフリーキャッシュ・フロー(営業活動によるキャッシュ・フローから投資活動によるキャッシュ・フローを差し引いたもの)が13億25百万円の支出となったものの、財務活動によるキャッシュ・フローが19億65百万円の調達となったことによるものであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により得られた資金は、43億55百万円となりました。これは主に、たな卸資産の増加2億8百万円及び法人税等の支払26億32百万円の支出があったものの、税金等調整前四半期純利益12億32百万円、減価償却費18億40百万円の計上及び仕入債務の増加36億90百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、56億81百万円となりました。これは主に、新規出店及び改装による有形固定資産の取得49億31百万円及び差入保証金の支払額7億91百万円の支出によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、19億65百万円となりました。これは主に、長期借入金の返済15億14百万円があったものの、短期借入金の純増額21億12百万円及び長期借入金の調達19億円によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりであります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められているため、当社取締役会としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきであり、当社株式に対する大規模な買付行為に応じて当社株式を売却するかどうかの判断も、最終的には当該株式を保有する株主の皆様の自由な意思によるべきものと考えます。

しかしながら、当社及び当社グループの経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに顧客・取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であり、これらに関する十分な理解がなくては、将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後のみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社株主共同の利益を著しく損なうものもないとは言えません。当社は、かかる買付行為に対して、当社取締役会が、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って適切と考える方策をとることも、当社株主共同の利益を守るために必要であると考えております（以上の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する考え方について、以下「本基本方針」といいます。）。

本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）による取組み）

当社は、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、平成20年6月26日開催の当社第51期定時株主総会における株主の皆様からのご承認に基づき、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した買付行為は、本対応方針の適用対象からは除外いたします。）を対象とする大規模買付ルールを設定し、大規模買付者がこれを遵守した場合と遵守しなかった場合の対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入しております。

本対応方針が本基本方針に沿うものであること、当社の株主の共同の利益を損なうものではないこと、及び当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと、並びにその理由

本対応方針が本基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為が為された場合の対応方針、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社取締役会は当社株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、本基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

本基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、本基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障することを目的としております。本対応方針によって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本対応方針の発効・延長が当社株主の皆様の承認を条件としており、当社株主が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対応方針の発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合など、本対応方針に係る重要な判断に際しては、必要に応じて外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きも盛り込まれています。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

重要な設備計画の変更

前連結会計年度末に計画していた設備計画は、以下のように変更いたしました

会社名	事業所名 所在地	事業の種類別セグメント(事業部門)の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の増加能力	変更の内容
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了		
(株)パロー	則武店 岐阜県岐阜市	流通事業 (スーパーマーケット)	店舗	401	73	自己資金及び借入金	平成20年 2月	平成20年 9月	販売力の増加	完了予定の変更
	志段味店 名古屋守山区	流通事業 (スーパーマーケット)	店舗	852	352	自己資金及び借入金	平成20年 2月	平成20年 8月	販売力の増加	完了予定の変更
中部薬品(株)	付知店他9店舗 岐阜県中津川市 他	流通事業 (ドラッグストア)	店舗	1,564	132	自己資金及び借入金	平成19年 12月	平成20年 11月	販売力の増加	投資総額の変更

重要な設備計画の完了

前連結会計年度末に計画していた設備計画のうち、当第1四半期連結会計期間に完了したものは、以下のとおりであります。

会社名	事業所名 所在地	事業の種類別セグメント(事業部門)の名称	設備の内容	投資額 (百万円)	完了年月	完成後の増加能力
(株)パロー	城山店 愛知県尾張旭市	流通事業 (スーパーマーケット)	店舗	1,934	平成20年4月	販売力の増加
	上越店 新潟県上越市	流通事業 (スーパーマーケット)	店舗	3,125	平成20年4月	販売力の増加
	鈴鹿店 三重県鈴鹿市	流通事業 (スーパーマーケット、 ホームセンター)	店舗	620	平成20年4月	販売力の増加
	伊勢店 三重県伊勢市	流通事業 (スーパーマーケット、 ホームセンター)	店舗	993	平成20年5月	販売力の増加
	瑞浪中央店 岐阜県瑞浪市	流通事業 (スーパーマーケット、 ホームセンター)	店舗	1,679	平成20年5月	販売力の増加
	久居インター店 三重県津市	流通事業 (ホームセンター)	店舗	1,139	平成20年6月	販売力の増加
中部薬品(株)	新庄店他11店舗 石川県石川郡野々市 町他	流通事業 (ドラッグストア)	店舗	1,204	平成20年6月	販売力の増加
(株)アクトス	尾張旭店他2店舗 愛知県尾張旭市他	スポーツクラブ事業	店舗	741	平成20年5月	販売力の増加

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	112,800,000
計	112,800,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年8月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	52,661,699	52,661,699	東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	
計	52,661,699	52,661,699		

(注) 提出日現在の発行数には、平成20年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	6,585
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	658,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり2,075
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～平成22年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 2,075 資本組入額 1,038
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役・監査役及び従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了により退任、定年退職その他正当な事由のある場合には、この限りではない。 2 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。 3 新株予約権者は、1年間(1月1日から12月31日をいう。)における新株予約権の行使にかかる権利行使価額の合計額が1,200万円を超えてはならない。 4 その他の条件については、本新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年6月30日		52,661		11,916		12,670

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期連結会計期間において大株主の異動はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年3月31日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 726,600		株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 51,834,500	518,345	同上
単元未満株式	普通株式 100,599		同上
発行済株式総数	52,661,699		
総株主の議決権		518,345	

- (注) 1 「単元未満株式」には、当社所有の自己株式30株及び証券保管振替機構名義の株式80株が含まれております。
2 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,500株(議決権15個)含まれております。

【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社パロー	岐阜県恵那市 大井町180番地の1	726,600		726,600	1.4
計		726,600		726,600	1.4

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高(円)	1,170	1,220	1,122
最低(円)	940	1,031	960

(注) 株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役 (HC企画室長)	取締役 (HC事業統括本部長)	鈴木 敏道	平成20年6月30日
取締役 (HC企画室長 兼HC営業部長)	取締役 (HC企画室長)	鈴木 敏道	平成20年7月16日

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表は、「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を適用しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,841	8,412
受取手形及び売掛金	3,137	2,559
商品及び製品	18,625	16,544
原材料及び貯蔵品	308	280
その他	5,635	6,085
貸倒引当金	8	8
流動資産合計	36,539	33,874
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	62,897	57,011
土地	27,631	25,499
その他(純額)	7,362	11,735
有形固定資産合計	97,891 ¹	94,247 ¹
無形固定資産		
のれん	2,597	2,768
その他	5,168	4,875
無形固定資産合計	7,766	7,643
投資その他の資産		
差入保証金	21,246	20,778
その他	8,654	8,568
貸倒引当金	491	503
投資その他の資産合計	29,409	28,843
固定資産合計	135,067	130,734
資産合計	171,606	164,609
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	24,520	20,836
短期借入金	25,902	23,981
未払法人税等	1,207	2,702
賞与引当金	2,804	1,702
引当金	290	341
その他	20,051	19,242
流動負債合計	74,777	68,807
固定負債		
社債	684	780
長期借入金	30,699	30,079
退職給付引当金	2,196	2,198
引当金	1,347 ²	1,396 ²

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負ののれん	60	60
その他	2 8,047	2 7,512
固定負債合計	43,036	42,028
負債合計	117,813	110,835
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,916	11,916
資本剰余金	12,670	12,670
利益剰余金	29,908	29,875
自己株式	1,223	1,223
株主資本合計	53,272	53,239
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	81	101
評価・換算差額等合計	81	101
少数株主持分	439	432
純資産合計	53,792	53,774
負債純資産合計	171,606	164,609

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
売上高	80,426
売上原価	62,180
売上総利益	18,245
営業収入	3,196
営業総利益	21,442
販売費及び一般管理費	1 19,413
営業利益	2,028
営業外収益	
受取利息	33
受取配当金	8
受取事務手数料	140
受取賃貸料	152
負ののれん償却額	4
その他	198
営業外収益合計	537
営業外費用	
支払利息	183
持分法による投資損失	66
不動産賃貸原価	203
その他	23
営業外費用合計	475
経常利益	2,089
特別利益	
固定資産売却益	0
前期損益修正益	5
債務保証損失引当金戻入額	65
その他	40
特別利益合計	111
特別損失	
固定資産売却損	1
固定資産除却損	127
たな卸資産評価損	782
その他	57
特別損失合計	968
税金等調整前四半期純利益	1,232
法人税、住民税及び事業税	1,216
法人税等調整額	494
法人税等合計	722
少数株主利益	9
四半期純利益	500

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	1,232
減価償却費	1,840
のれん償却額	166
貸倒引当金の増減額(は減少)	11
退職給付引当金の増減額(は減少)	2
受取利息及び受取配当金	42
支払利息	183
持分法による投資損益(は益)	66
固定資産除却損	127
売上債権の増減額(は増加)	577
たな卸資産の増減額(は増加)	2,108
仕入債務の増減額(は減少)	3,690
その他	2,542
小計	7,107
利息及び配当金の受取額	24
利息の支払額	143
法人税等の支払額	2,632
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,355
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	4,931
無形固定資産の取得による支出	394
差入保証金の差入による支出	791
差入保証金の回収による収入	251
預り保証金の受入による収入	472
預り保証金の返還による支出	148
その他	140
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,681
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	2,112
長期借入れによる収入	1,900
長期借入金の返済による支出	1,514
社債の償還による支出	96
配当金の支払額	431
その他	4
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,965
現金及び現金同等物に係る換算差額	0
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	639
現金及び現金同等物の期首残高	7,372
現金及び現金同等物の四半期末残高	8,012

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1	<p>連結の範囲の変更 連結子会社数 17社 株式会社Vソリューションは、新たに設立したため、当第1四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。</p>
2	<p>会計処理の原則及び手続の変更</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)を当第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。 この結果、従来の方法によった場合に比べ、売上総利益、営業利益及び経常利益が168百万円、税金等調整前四半期純利益が950百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響については、当該箇所に記載しております。</p> <p>(2) リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっていましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成5年6月17日最終改正平成19年3月30日企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成6年1月18日最終改正平成19年3月30日企業会計基準適用指針第16号)を、当第1四半期連結会計期間より早期適用し、通常の売買取引に係る会計処理に変更し、リース資産として計上しております。 また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却費の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。 この変更によるリース資産計上額、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益への影響は軽微であります。 なお、セグメント情報に与える影響については、当該箇所に記載しております。</p>

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1	<p>棚卸資産の評価方法 当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、一部実地棚卸しを省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算出する方法によっております。</p>
2	<p>固定資産の減価償却費の算定方法 定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。</p>
3	<p>経過勘定項目の算定方法 合理的な算定方法による概算額で計上する方法によっております。</p>
4	<p>法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一次差異等の発生状況に著しい変化が無いと認められる場合、前連結会計年度において採用した将来の業績予測、タックス・プランニングを利用する方法によっております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 58,186百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額 57,202百万円
2 偶発債務 連結子会社以外の会社の金融機関等からの借入金に対し、次の通り債務保証を行っております。 (株)ヒルトップ 1,885百万円 固定負債引当金 (債務保証引当金) 671百万円 固定負債その他 (持分法適用に伴う負債) 672百万円 その他3社 1,284百万円 計 1,825百万円	2 偶発債務 連結子会社以外の会社の金融機関等からの借入金に対し、次の通り債務保証を行っております。 (株)ヒルトップ 1,950百万円 固定負債引当金 (債務保証引当金) 738百万円 固定負債その他 (持分法適用に伴う負債) 645百万円 その他3社 1,296百万円 計 1,863百万円

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1 販売費及び一般管理費の主なもの 広告宣伝費 1,110百万円 ポイント引当金繰入額 116百万円 給与手当 7,320百万円 賞与引当金繰入額 993百万円 賃借・リース料 3,476百万円 減価償却費 1,578百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 8,841百万円 預入期間が3か月超の定期預金等 65百万円 短期借入金(負の現金同等物) 762百万円 現金及び現金同等物 8,012百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計(累計)期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	52,661,699

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	726,686

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	467	9	平成20年3月31日	平成20年6月12日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動がありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	流通事業 (百万円)	スポーツ クラブ事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益						
(1) 外部顧客に 対する営業収益	80,868	2,057	696	83,622		83,622
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高	84	0	0	85	(85)	
計	80,953	2,058	696	83,708	(85)	83,622
営業利益又は営業損失()	1,994	107	64	1,951	77	2,028

(注) 1 事業の区分は、提供する商品とサービスの販売形態により区分しております。

2 各区分の主な製品

(1) 流通事業・・・スーパーマーケット、ホームセンター及びドラッグストア

(2) スポーツクラブ事業・・・スポーツクラブ

(3) その他の事業・・・保険代理業、温泉事業等

3 会計処理の変更

(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準

「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)を当第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。

この変更により、従来の方法に比べ流通事業の売上総利益及び営業利益が168百万円減少しております。

(2) リース取引に関する会計基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成5年6月17日最終改正平成19年3月30日企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成6年1月18日最終改正平成19年3月30日企業会計基準適用指針第16号)を当第1四半期連結会計期間より早期適用し、通常の売買取引に係る会計処理に変更し、リース資産を計上しております。

また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却費の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

この変更による営業利益への影響は軽微であります。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

在外子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1,027.32円	1,027.07円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

	当第1四半期連結 会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	53,792	53,774
普通株式に係る純資産額(百万円)	53,353	53,341
差額の主要な内訳(百万円)		
少数株主持分	439	432
普通株式の発行済株式数(千株)	52,661	52,661
普通株式の自己株式数(千株)	726	726
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式 の数(千株)	51,935	51,935

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純利益	9.63円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	円

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	500
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	500
普通株主に帰属しない金額(百万円)	
普通株式の期中平均株式数(千株)	52,661
四半期純利益調整額(百万円)	
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に 用いられた普通株式増加数の主要な内訳(千株)	
普通株式増加数(千株)	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在 株式について前連結会計年度末から重要な変動が ある場合の概要	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月12日

株式会社バロー
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秦 博文 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 片岡 明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社バローの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社バロー及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

注記事項の四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更 2. 会計方針の原則及び手続の変更 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更に記載されているとおり、会社は「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。